

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください

2024年12月2日から
現行の保険証は発行されなくなります。
ぜひ次回マイナンバーカードをご持参ください。



マイナ保険証を利用するメリットはこちら ↓ ↓

1. 正確なデータに基づく診療が受けられる

情報提供に同意いただくことで、過去のお薬情報や健康診断の結果等、当院以外の情報も医師が見られるようになるため、ご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



2. 就職・転職・引っ越しによる保険証の更新が不要

転職や転居等による健康保険証の更新が不要になります。
※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。



3. 高額医療の限度額を超える支払を免除

高額な医療費が発生する場合にも、事前の申請手続きなしに、窓口での支払いを自己負担額にとどめることができます。

高額療養費制度とは

窓口で支払った額が1か月（月のはじめから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度。
上限額は、年齢や所得に応じて定められています。

自己負担限度額
※所得に応じて異なります

自己負担

支払不要

高額療養費として
健康保険組合等が支給

窓口負担（例：3割負担）

マイナ受付の手順

①マイナンバーカードの読取



カバー等を外し、
顔写真の面を表にして
マイナンバーカードを
置いてください。

②認証方法選択



「顔認証」 or 「4桁の暗証番号」

※暗証番号での確認は数回入力を誤ると、マイナ受付の利用が出来なくなる可能性があります。ご注意ください。

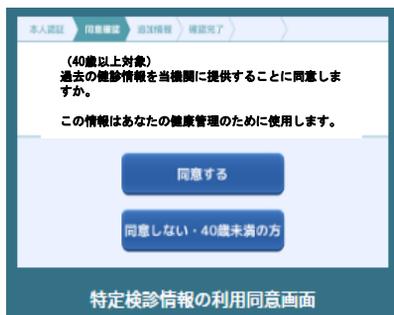
③手術・診療・薬剤情報の利用同意画面



手術・診療・薬剤情報とは？

当院以外の全国の医療機関で行われた診療情報を指します。

④特定検診情報の利用同意画面



特定検診情報とは？

ご加入の健康保険組合（社保、国保）が主体で行っている健康診断です。

40歳～74歳 → 「メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報」
75歳以上 → 「後期高齢者健診情報」

⑤高額療養費、限度額情報の提供可否画面



高額療養費、限度額情報とは？

窓口での支払が高額になる場合に、「自己負担額を所得に応じた限度額」にするために必要な情報を指します。